

近代「天皇制と部落問題」研究をめぐって

—近代天皇制国家論との関わりから—

黒川みどり

一、「天皇制と部落問題」研究の興隆

部落問題を天皇制とのかかわりでとらえる視角は、早くにはすでに戦前のコミンテルン三一年テーゼにまでさかのぼらねばならない。そしてその視角は全国水平社から、戦後も部落解放全国委員会へと受け継がれ、今日に至るまで運動・研究のなかに重要なものとして継承されてきているということはいまでもなす。

とりわけ一九七〇年代後半に噴出してきた「天皇制と部落問題」研究は、これまでの流れの上でも一つのピークをかたちづくっている。津田潔編『近代「部落史」研究文献

目録』（一九八五年、三一書房）の「近代天皇制・『明治百年』と部落問題」として分類された箇所を見ると、戦後の六〇編の研究のうち、年代順に配列された二七番以後の三四編がすべて一九七六年以後に発表されたものなのである。

近代「天皇制と部落問題」研究が盛んに行われるようになってきた理由は、私は大きく次の四点にあると考えている。

一つは、私は部落問題研究一般が抱えている重大な問題であると考えるのだが、この「天皇制と部落問題」研究もまた、多分に政治主義的傾向を伴っていたことは否めない。すなわち、部落差別をブルジョア民主主義の問題と認

識したうえで解放理論として、一九七五年に日本共産党から国民的融合論が提起されてきたことと密接な関係をもっているのである。

政治と学問の関係がどうあるべきかは、それ自体議論に値する重要な問題だが、私は、学問研究は巨視的には政治に有用なものであることが望ましいが、かねてから安川寿之輔も述べているように、⁽¹⁾「少なくとも短絡的に政治に直結させようとするあまり、政治に従属することはありうべき状態ではないと考える。ところが、「天皇制と部落問題」研究もまた、『部落問題研究』に掲載されたそれら一連の論文を一瞥すれば明らかのように、この「国民的融合を展望する部落差別論」構築のためにおこってきた——正確には当初の国民的融合論を修正するものであったが——ものであり、やはり学問の自律性そのものに疑問をもたざるをえない。

一九七〇年代終わりに学部学生であった私は、部落史の基礎を学ぶために、部落問題研究所編『部落の歴史と解放運動』(一九六五年、部落問題研究所)を読んだが、その本に一貫している資本主義との関係で部落問題をとらえようとする立場は、そのときすでに執筆者たち自らによって否定されており、その否定の上になる新たな「天皇制と部落問題」研究が同時進行していたのである。そのために私

は、少なからぬ混乱に陥り、戸惑いを禁じえなかった経験をもつ。

しかし、「天皇制と部落問題」研究の興隆は、単にそうした政治主義だけで説明しうるものではない。つまり第二には、一九七九年の元号法制化をはじめとして、この頃からいっそう顕著になりつつあった天皇制イデオロギーの復活・強化に対する危機感が論者に共通してあり、それが改めて天皇制とのかかわりを問う方向に向かわせたといえよう。例えば、第一で述べた動機とはおそらく無縁の、井上清・原田伴彦・渡部徹の三者が「近代被差別部落と天皇制」と題して座談会を行っていること⁽²⁾、あるいは秋定嘉和が「元号問題と解放教育」の特集のなかで「被差別部落と天皇制の問題」を論じていることからも明らかである。

第三に、後述するように、歴史学の分野ではこの時期、国家論研究が華々しく展開されており、折から講座派の批判的継承をめざす中村政則や、鈴木正幸、芝原拓自、後藤靖、山崎隆三、そして星野惇らの研究が世に問われていた。部落問題研究もまた、こうした国家論研究の盛行に少なからず触発され、国家論研究の成果を吸収しながら、国家論のなかに部落問題を位置づける方向へと動きだすこととなったのである。それは以下に引用する、これまでの部落問題研究に対する鈴木良の反省のことばにも示されている。

部落史一般について述べたものであったりもする。そのなかで、近代天皇制国家論との関わりで部落問題をとらえようとするもの、つまりここにあげた一から四までの要因をほぼ備えていると思われる一連の研究が、とりわけ従来とは異なる潮流をかたちづくり、新たな問題を投げかけていると、いってよいであろう。

したがって本稿では、とりあえずそれらに限定して検討を行っていききたい。つまり、近代天皇制国家論とのかかわりで部落問題をとらえなおそうとする「天皇制と部落問題」研究がいかなる問題を提起し、新たに何を明らかにし、どのような問題を残しているのかを明らかにしていくことを課題としている。そうして、さらに今後部落問題研究はどうあるべきかを考えていく手がかりになればと考えている。

二、国家論研究の盛行と「天皇制と部落問題」研究

近代天皇制国家論は一九七〇年代に数多く研究が発表され、しかもそれらが大きな成果をあげたことは、ここで改めて指摘するまでもなからう。あえて機械的に一九七〇年代に発表されたものに限定しても、後藤靖「近代天皇制

今日の課題は、部落問題を孤立してとらえるのではなく、全体の歴史過程に正確に位置づけることである。とくに痛感されることは、一、権力による被差別部落の設定⁽³⁾利用説(政策論)、二、経済決定論の、二つの誤りの克服の問題である。

これには同時に、これまでの資本主義の部落差別温存・利用論だけではあまりに単線的で、それでは本来封建的身分差別であったところの部落問題の特殊性を見失ってしまう傾向にあるとする反省がこめられていた。それは、多分に第一にあげた国民的融合論の出現と不可分のものではあったが、しかしそれだけで説明しうるものではなく、学問的な問題提起でもありえた。すなわちこれが、第四の契機である。

そうして「政策論」と「経済決定論」にかわって部落問題をとらえる視点をより豊かなものにするために、のちに述べるように、華族制度や天皇制を末端で支える「地域支配」の問題、あるいは「種姓」的差別観念論などの視点が導入されてきたのである。

天皇制といえ、部落問題を見る際には不可欠と考えられてきた基本的な軸の一つであり、それだけに、以上のような契機に促されて出現してきた数多くの研究も、しばしばこれまでの研究成果の再論に流れがちであったり、単に

論」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本史』第九卷、一九七一年)、大石嘉一郎「近代史序説」(『岩波講座日本歴史』第一四卷、一九七五年)、山崎隆三「上からのブルジョア革命」論について(大阪市立大学『経済学雑誌』、一九七五年二月)、中村政則「序説 近代天皇制国家論」(原秀三郎他編『大系日本国家史』第四卷、一九七五年)、中村政則・鈴木正幸「近代天皇制国家の確立」(同上、第五卷、一九七六年)、芝原拓日「近代天皇制論」(『岩波講座 日本歴史』第一五卷、一九七六年)、鈴木正幸「近代天皇制国家試論」(『歴史評論』第三二四号、一九七七年四月)、山崎隆三「近代天皇制論(1)」(石井寛治他編『近代日本経済史を学ぶ』(上)、一九七七年)、佐々木隆爾「近代天皇制論(II)」(日本ファシズム論)(同上、(下)、一九七七年)、木坂順一郎「日本ファシズム国家論」(今井清一他編『体系・日本現代史』第三卷、一九七九年)、などがあげられる。

ここではこれらの論点を詳細に整理することはしないが、すでに山崎隆三も指摘するように、次の二点が、これらの研究のなから生み出されてきたこの段階の研究の到達点といえるだろう。

まず第一に、国家の階級の本質、すなわち〈国家類型〉と〈国家形態〉⁽⁵⁾を区別することによって、

ブルジョア・地主国家類型と絶対主義的国家形態とは、一定のズレ(ないし対立・相克)をはらみつつも、一個の統一体としての絶対主義的天皇制を形づくり、かつこの対立的二契機の統一体として絶対主義的天皇制は自己の運動を展開していったとみるべきであろう⁽⁸⁾。

「天皇制と部落問題」研究がこうした国家論研究の成果を十分にふまえたものであったか否かは後に検討を加えねばならないが、ともあれそれが、前述したように、国家論研究の高揚のなかで、その研究成果を援用しつつおこってきたものであることはまちがいない。そうして、それらの国家論研究はいずれも部落問題に対する視点・論及を欠いていたことから、「天皇制と部落問題」研究は、一面でその欠落を補う意味をもっていた。たとえば、近代天皇制論の論客であった山崎隆三や鈴木正幸が、改めて近代天皇制との関わりから部落問題を論じているのは、そのことを示しているように。

「天皇制と部落問題」研究は、一九七七年の部落問題研究所研究者全国集会での岩井忠熊の同名の題による報告を皮切りに、これ以後同研究所では、一九八〇年の鈴木正幸報告まで、やはり「天皇制と部落問題」と題するか、ないしは近代天皇制論という軸を共有した研究報告が続いた。ここでは以下に、それらを中心とする五名の研究者のもの

戦前以来講座派が陥っていたディレンマを克服しえたことである。そのディレンマとは、戦前の天皇制権力は、〈国家類型〉は資本制国家に属しながら、〈国家形態〉の方は、本来なら封建国家という〈国家類型〉に対応すると考えられるところの絶対主義であるという、埋めがたいズレが生じていたことであった。そうしてこの点を何とか整合的に説明するために、服部之総によって「ピスマルク的暗転」⁽⁶⁾が言われたりしたが、ここではひとまず両者を区別することによって、中村政則によれば以下のような説明が与えられたのであった。一八九〇年代から一九一〇年代に確立する絶対主義的天皇制は、「国家の階級の本質を示す〈国家類型〉論レベルでは、半封建国家というよりもむしろブルジョア・地主国家(あるいは軍事的半封建的資本主義国家)としての本質をもつが、その〈国家形態〉上の特徴からみれば、それは国民主権をいちじるしく制限した絶対主義的国家形態をとっている」⁽⁷⁾と。

第二は、以上のように〈国家類型〉と〈国家形態〉の二つの概念を区別しながらも、両者のあいだの相互規定関係を重視し、天皇制の動態的把握に成功したという点である。再び中村によれば、次のように述べられている。「〈国家類型〉と〈国家形態〉はまず区別されるべきではあるが、だからといって両者はバラバラにあったのではない。むしろ

の、すなわち具体的には、岩井忠熊、山崎隆三、鈴木良、鈴木正幸、井口和起の研究をとりあげてみた⁽⁹⁾。

まず口火を切ることとなった岩井の報告は、「天皇制と部落問題」という壮大なテーマに込めるべく、「天皇制国家と身分構造」、「天皇制国家の諸段階」、「ファシズムと統一戦線論」、など論及は多岐にわたるが、そもそもその問題意識は、部落差別の物質的基礎は半封建的な土地所有にあるとする、「通説的理解」への批判を提起することにあつた。たとえば大正期から一五年戦争下にかけては、国家独占資本が成立し、寄生地主制が凋落していく時期であるとされているにもかかわらず、「身分差別的物質的基礎は寄生地主制なのだ」という考え方をそのまま固く維持してしまつたならば、資本主義の発展、地主制の解体という事実との関係で言えば、一体どういふふう理解されるべきなのか(六四頁)との疑問が発せられるのであった。

そうして岩井のテーマは、身分制の天皇制的再編成という点に絞られていく。岩井は、明治維新後は、官僚制のなかに残る一部を除いては封建的な政治的身分は社会の私的な身分になるが、それはまったく政治的意味をもたないのではなく、「政治的区別」を生み出していくとする。すなわちそれが、「解放令」を起点とする身分制の天皇制的再編成である。岩井はとりわけ、その後の研究⁽¹⁰⁾において、幕

藩制的身分制の解消という点から廃藩置県に着目している。岩井によれば、天皇制絶対主義から絶対主義的天皇制への移行・成立の過程で、身分制の天皇制的再編成が行われたとし、その完成は一八八四年の華族令成立に求められている。

続いて翌一九七八年、同じテーマで報告を行ったのが、山崎隆三であった。⁽¹¹⁾この報告は、近代天皇制国家は、国家の支配形態は絶対主義的・専制的であり、階級の本質はブルジョア的であったとの自らの理解を明示したうえで、やはり岩井と同様、部落差別に物質的基礎を求める見解を批判するものであった。

山崎は、「部落差別」封建遺制論とともに、「独占資本体制論」についても、「資本主義が差別を再生産する」ということになると、資本主義のもとでは部落解放は不可能となり、解放闘争は反資本主義社会主義運動に埋没することになり、その独自性が見失われることになり「述べてこれを否定し、「国民融合を展望する部落差別論」に着目する。しかしこれもまた、山崎においてはそのまま無条件に受け入れられるのではなく、従来のそれを、戦前は半封建的地主制を物質的基礎として存続し、戦後は資本主義の高度の発展のなかで基本的に解消の方向へ向かっているとするもの、と理解したうえで、以下の三つの批判

を加え、修正を試みるのである。すなわち第一に、部落差別の物質的基礎を半封建的寄生地主制にもとめることは、一種の経済主義である、第二に、しかし戦前の地主制・資本主義は、部落差別を最大限に利用した、第三に、地主制の有無によって戦前・戦後を区別するべきではなく、ともに資本主義が支配的であった、とする。

山崎の主張は、第三点でも自ら述べているように、戦前の天皇制の階級の本質について、地主制を重視しない点が特徴的といえる。もう一つの特徴は、すでに見た中村政則の見解を批判しつつ、自らの「国家の階級の本質としてはブルジョア的であるが国家形態としては絶対主義という基本的理解をあくまで貫徹」するために、「国家形態は諸階級の政治闘争の結果で定まり、国家の階級の本質はその経済的構造によって規定される。(中略)したがって国家形態を国家の階級の本質の低位概念と考えることは、それを一定の経済的構造(たとえば資本制)の一亜種とみることであり、国家形態の決定的要因である複雑な政治闘争を看過ないし軽視することになるだろう」とした点にある。ところが中村も指摘しているように、⁽¹²⁾極論すればそれは、国家の階級の本質と国家形態とを切り離してとらえることになる。

当然ながら山崎のこのような把握は、部落問題の位置付

けにもそのまま反映している。山崎は、部落差別の物質的基礎をもとめるのではなく、「政治的・思想的な歴史過程のなかで再編・温存されたものと理解すべき」であると述べて、具体的には、戦前は「天皇制の支配のもとで解放運動が抑圧されたことが、部落差別が残存した基本的な原因」であるとし、さらには裁判所・軍隊・行政機関は積極的に差別をつくりだしたことをも付け加えている。一方、戦後は、「独占資本と自民党支配による民主勢力の分断と抑圧によって解放が妨げられている」からであるとの見通しがたてられている。⁽¹³⁾それでは、なぜ天皇制国家は解放運動を抑圧せねばならなかったのか、なぜ積極的に差別をつくりだす必要があったのか、など私はもう一步突っ込んだレベルの見解を求めたくなるが、しかし山崎にあつては、そのような構造的な要因は存在していないのであり、「戦前でも部落差別は拡大再生産されたとは考えない。解放運動の結果縮小した。その限りで解放の展望もあった。但し天皇制の支配がある限り完全な解放はなかった」との討論のなかでの答えにも明らかなように、あくまで「完全な解放」を阻む要因としてのみ天皇制の支配が指摘されているにすぎないのであろう。

鈴木良もまた、すでに前章でも紹介したとおり、部落差別の独占資本のもとでの拡大再生産論の否定、全体の諸関

係国家論への位置付けをめざす点において、前二者と共通しているが、鈴木の場合には、「具体的な支配関係を媒介として」という留保をつけながらも、物質的基礎としての寄生地主制を重視する点で異なっている。鈴木の説明は次のとおりである。「近代の部落問題は、幕藩制的身分支配の崩壊のち、寄生地主制の展開に照応した町村支配の一部として、一般村の地主が支配する体制に組みこまれ、それにより部落差別は法制的には廃止されながら、伝統的慣習としての存続したであった」。

鈴木によれば、「寄生地主制の展開に照応した町村支配」、すなわち「地域支配」が確立するのは、一八八九年の市制・町村制のときであり、それらを前にした一八八八年の大合併の際に、部落差別が障害となってあらわれ、結局権力側はこれを「旧慣保存」という理由で承認していったことを、奈良県などの例によって実証したのが、一九七九年の部落問題研究所研究者全国集会での「天皇制と部落問題」というテーマの報告であった。⁽¹⁴⁾

一方鈴木は、何故に「制度上は廃止されたはずの旧本村による部落支配が、寄生地主制を基盤とした部落支配に形態変化して、事実上存続させられた」のか、という問題に対しては、「ブルジョアの進化の未発展、それによる民主主義運動が不十分にしか成長せず、自由民権運動が挫折さ

せられたところにある」との見通しをたてており、この点は、後の「自由民権運動と部落問題」という論文⁽¹⁹⁾で実証が試みられた。ここでは、一八七一年から一八九〇年代における近畿地方の部落民衆の立ち上がりをしてきうる限り詳細に拾いあげると同時に、反面、自由民権運動の側の部落への働き掛けは弱く、それは近畿地方の民権運動の主たる担い手である地主が「小作人の動きにおびやかされていた」(一一六頁)ことが理由であるとされる。

なお、岩井、山崎も含めて、従来と異なるこのような部落問題のとらえかたは、水平運動にたいする評価軸をも変化させることとなる。鈴木は、「水平運動の発展は、天皇制的『秩序』にたいする民主主義的要求として高揚をみせてゆくのである」と述べ、さらには農民組合と水平社との共同闘争についても、「寄生地主を基盤としてなされてきた地域支配にたいする民主主義的改革の要求」(一二三頁)という位置付けを行おうのであった⁽²⁰⁾。

鈴木正幸の「近代天皇制の支配原理に関する一試論―部落差別に関連して―」もまた、一九八〇年の研究者全国集会で発表されたものであった⁽²¹⁾。

鈴木正幸も岩井や山崎と同様、資本主義・地主制ともに、部落差別の必要条件ではあっても十分条件ではないとしてこれを斥け、さらには「絶対主義原因説」に対して

観念にもとづく部落差別は、異民族差別観念によって補強されていった(八二頁)⁽²²⁾。

鈴木がこの論文が発表されたあと、小路田泰直による批判がなされ、鈴木は、この論文を自らの著書に再録するにあたって、その批判をとりあげ、回答を付記している⁽²³⁾。で、それにも触れておきたい。小路田の批判は以下のようなものであった。「天皇制の貴種性は、対局に部落差別を伴わなければ『臣民』への説得力を持たなかったであろうか(略)部落差別が天皇、あるいは華族の貴種性から事後的に説明されることはあっても、天皇の貴種としてのあかしは、部落によっては与えられない⁽²⁴⁾」。これに対して鈴木は、「本稿で設定した課題は、近代天皇制と部落差別は無関係でないこと、無関係でないことすれば、それはどのような連関構造があったのか、ということに限定されている」と述べるのだが、私のみるところ、これは自説の一步後退ではなからうか。このようにして言ってしまうならば、鈴木が必要十分条件を満たしていないとして斥けた資本主義と地主制からなる物質的基礎と同様、やはり「貴賤観念」も部落差別の必要十分条件は満たし得ていないことになるはずである。また鈴木は、「部落差別原理」||種姓観念、「部落に対する差別再生産条件一般」||貧困として両者を峻別するが、はたして現在にまで及んでいる部落差別の「原理」

も、「たしかに絶対主義は半身分と身分による特権の存在をその存立条件としていた」が、「身分制一般の残存からほただちに部落差別の再生産の必然性を導き出しえないのであって、したがって天皇制が仮に絶対王制であったとしても、そのことからただちに部落差別という特定の差別原理をもった差別形態が再生産される必然性を語ることはできないのである」(六二頁)との批判を展開する。

では何が部落差別の「本質」||固有の差別原理「なのか」というと、旧えた身分が位置付けられた、「職分的・『所有的』身分系列とは異なる穢観念と結合した『種姓』的身分系列」こそがそれであり、この「種姓」的身分差別のみが解体しなかった理由は、「端的にいって近代天皇制国家は『種姓』的身分なしには存在しえなかったからである」という(七一頁)。鈴木正幸は、帝国主義成立以後の展望も含めて、以下のように結論づける。

近代天皇制国家は、その国家的秩序原理に、「貴種」による貴賤差別原理を内包していた。そして、近代天皇制国家にあっては、国家的秩序原理は家族国家観により社会的秩序原理に浸透しそれを同化していった。したがって「種姓的」差別原理は国家から社会に下降し再生産されていった。さらに、その近代天皇制国家が帝国主義化の道を辿ることによって、「種姓」的差別

を、種姓観念のみで説明しうるであろうか。

最後に、井口和起の「近代天皇制について」に触れておきたい。これも一九七九年の部落問題研究所研究者全国集會での報告であるが、主に近代天皇制研究における国際的諸契機の重要性について、中村政則の天皇制国家論ではこの点が弱いとして、これを批判しつつ述べたもので、部落問題についての論及は少ない。しかし井口の部落問題の位置付けは、次のように、これまで見てきた論者とはやや異なる視角を提示している。部落差別は「単なる封建的要素の強固な残存一般でもなければ、また独占資本一般の直接的な支配の産物に直ちに還元できるものでもなく、文字どおり、この時期の世界史的な諸条件に規定されつつ強行された日本の帝国主義的『近代化』ともいべきものの特質にかかわる産物たることを確認しておくことがまず第一である(八三頁)と。そうして具体的には、財閥資本は、特に第一次世界大戦後激しい国際競争にさらされるなかで、自己に不利とみられる重工業部門への進出を回避したため、重工業の発展に限界性が付与され、労働人口を大規模に工業に吸収することができなかったこと、したがって日本農業の資本主義的改造も依然として行いえなかったことを指摘し、こうした状態の下では旧来の伝統的社会構造や支配関係が容易に破壊し難かった点に、部落差別が存続し

た原因を求めるのである。

井口の見解は、一見、資本主義に部落差別の原因を求めらるかつての論の蒸し返しであるかのような印象をあたえるが、必ずしもそうではなく、後発資本主義国日本の「帝國主義的『近代化』」のありかたそのものに着目している点で、注目される。

三、「天皇制と部落問題」研究の特徴と問題点

以上、五名の研究を見てきたわけであるが、私はこれらの研究にほば共通する傾向として次の四点を指摘しうる。

まず第一に、資本主義・地主制という生産関係から直接に部落差別の存在を説明することを否定していることである。ただしこれは、期せずしてそのような傾向が現れたというよりは、すでに見たように、前章でとりあげた一連の研究は、そもそもその物質的基礎の存在を否定し、それにかわる「部落差別原理」を見いだすことを意図して始められたという方が正確であろう。

「土台直結主義」・「経済主義」を克服しようとする傾向は、部落問題研究のみに限らず、近代天皇制国家論の研究にも共通して見られる。例えば山崎隆三が、「明治十年度の政治的激動期」にその後の国家形態を決定したのは、

「民主主義を求めぬ国民の力と藩閥官僚との力関係（イデオロギー状況もふくめて）」であり、「経済構造の如何によつて規定されることはないのである」⁽²⁶⁾と述べているのと同根といえよう。

しかし、だからといって部落問題が資本主義や地主制とまったく切り離して考えられてよいか否かは、また別の問題に属する。事実、先に見た論者たちも、資本主義・地主制との関係を全面否定しているわけではない。前述のとおり、鈴木良は「地域支配」を媒介としつつ物質的基礎として地主制が存在していることを主張しているし、また他の論者も、多くは「利用」、あるいは「必要条件」のみという留保つきではあれ、資本主義・地主制との関わりを認めている。にもかかわらず、実際の部落問題をめぐる叙述のなかでは、そうした側面がまったく捨象されていることこそ問題とせねばならぬ。資本主義の生み出す貧困は「部落に対する差別再生産条件一般」であるとか、資本主義は単に部落差別を「利用」したにすぎないとして、この点を視野から落としてしまふべきではなく、部落問題は、それらの要因が複雑にからみあって差別を再生産させている点にこそ、解放への道程の困難さがあるのではなからうか。

これらの研究は、他の差別一般とは異なる部落差別に固有の要因、すなわち鈴木正幸いうところの「部落差別原

理」を明らかにすることに力を注いできた。だからこそ部落差別に固有とはいえない資本主義をとりあえず視野の外に置き、近代における部落問題の形成過程が論じられてきたのであり、私もまたそのことの意義を認めるのにやぶさかでない。しかし逆に、他の差別との比較のうえに、共通点を見つけたしていくことも、今むしろいっそう必要なのではなからうか。たとえ部落差別に固有のもののみを明らかにしなくても、それは現実の課題の一部分にしか答えたことにはならない。部落差別に固有ならずとも、部落差別を「利用」している要素もまた、部落解放のために向き合っていくべき対象にちがいないのである。

第二は、部落問題が総じて過小に、あるいは楽観的に描かれていたことである。それは、一つには先に述べたように、部落差別に固有とされるもののみから部落問題が論じられていることに起因する。いま一つは、「天皇制と部落問題」に関する一連の研究が、全体史への位置付けを行うことを意図していたことはすでに述べたが、それに意を注ぐあまりというべきか、肝心の被差別部落についての叙述がつけたりして往々にして少なく、被差別部落の内側からの視点が欠如してしまっていることによる。

確かに、解放への契機を見いだすことは重要である。しかし本稿でとりあげた一連の研究では、「近代化」・資本

主義化のもとでの部落差別の解消の側面ばかりが強調され、何故に今日まで部落差別が存在しつづけているのかを問おうとする視点が希薄であるように思われる。

このことは、対象時期がいわゆる絶対主義的天皇制確立以前に集中・限定されていることにもつながる。これが第三の特徴である。つまりそれらの研究では、近代になって、部落差別を組み込んだ身分制が再編されるどころまでは論じていても、その後の時期についてはまったく論及がないか、あるいはせいぜい展望を付け加える程度にとどまっているのである。部落差別を「半封建的身分差別の残存物」としてのみとらえる立場からすれば、絶対主義的天皇制の確立とともに、近代における部落問題の骨格ができあがるとみなされるのであり、それ以後の時期というのは、漸次解消の過程にあるか、または本来部落差別の本質にはかわりがないにもかかわらず、資本主義がこれを「利用」し、差別の温存の一要因になったという程度の関心しか向けられなく⁽²⁷⁾。

第四に、おおむね問題提起や、近代天皇制国家論のなかに部落問題を位置付けるという理論化の作業が先行して、具体的な実証に乏しいことである。しかも、これらの研究が発表されてから少なくとも六、七年を経たが、そのうちのいくつかは、いまだ始めの問題提起の段階にとどまり、

研究を継続し、深化させていこうとする営為もほとんど見られないままにある。

そのような状態のなかで、一定の市民権を獲得したのが、鈴木良の主張してきた「地域支配」論であった。最近の研究論文集である前掲『部落史の研究 近代篇』に収録されたもののうち、岩井忠熊「初期明治国家と部落問題―職称廃止令をめぐる―」(前掲)や新藤東洋男「維新政権と『解放令』」は、やはりこの「地域支配」論に依拠することによって、自己の論理を展開した後の時期を展望している。昨年新しく書きかえられた通史、部落問題研究所編『部落の歴史と解放運動 近・現代篇』(一九八六年)でも、成沢栄寿によって「部落問題はすぐれて地域社会の問題である」(一一七頁)と述べられており、これも鈴木良の研究成果の反映にちがいない。このように今や、「地域支配」論は、絶対主義的天皇制確立期の部落問題を説明するうえで、不可欠のものとなるに至った。

私も、「地域支配」論は、部落差別が温存された要因を説明する一つの視点ではありうると考える。しかし、それがほとんど唯一すべてであるかのごとくに、研究者がごぞつてこれに依りかかってしまうことについては、疑問もある。なぜならば、本来鈴木良のいう「地域支配」とは、江戸時代において、「穢多」村が本村に枝村として隷属を強い

おわりに——今後に向けて

私はもとより、このような研究成果が現われてきたことの意義を否定的にばかり見るのではない。前掲『部落の歴史と解放運動 近・現代篇』を読んで、それらが叙述に生かされることで部落史を豊かなものとするに十分に成功しているとはいいがたいが、しかし、かつて、資本主義のもとでの部落差別の拡大再生産のみがいわれていたころにはなかった、いくつかの新しい視点が付与された。今後、部落史を論じるうえで、それらに学ぶべき点は少ない。

にもかかわらず、何よりも問題とすべきは、それらに通底している部落問題の解消をことのほか強調しようとする傾向であり、このことは各人が部落問題をきわめて限られた視点からしかとらえていないことと表裏一体をなしている。解消の側面を前面に出そうとするあまり、逆にこれまで研究や運動が部落問題のさまざまな面を明らかにしてきたその成果さえもが、葬り去られてしまった感さえある。

そもそも差別というものを量的にはかる明確な基準を求めることすら難しいなかで、差別解消が拡大かで議論の硬化を招いている状況を前にするとき、そのような不毛な

られる、いわゆる「本村付」支配にその淵源を発しているものであり、それが「自然的秩序」として「合法的に容認される」⁽²⁸⁾、明治「地方自治」制の下で残存させられたとするものである。つまり、これによって説明しようなのは、被差別部落のなかでも「本村付」支配が行われていた地域に限られることになる。

しかもその場合でも、これをもって部落問題の本質とするには、あまり部落問題というものをとらえる射程が狭くなっていくのではなからうか。

にもかかわらず、この「地域支配」ということは、鈴木良の意味するところを超えて、どんどん拡大解釈がなされていく傾向すら認められる。小路田泰直「都市と部落問題に関する試論」(前掲)では、「地域支配」による部落差別残存の説明は、「農村部落だけでなく、都市部落にも、本村を町組や学区におきかえるとき、十分にあってはまる考え方だと思ふ」(一六五頁)として、都市の場合にもそれが援用されている。しかし、これだけの説明では、まず論理の前提自体がち密さに欠けるのであり、小路田論文が、鈴木と同様の論旨で明治二〇年代以後を論じようとするならば、江戸時代を含めて都市(ここでは京都市)の場合の被差別部落の支配のありかたが改めて説明されなければならぬ。

議論に拘泥しているよりも、歴史に向き合う者としては、近代から今日にいたるまでの部落問題のありようをいまい一度とらえなおし、その史実から出発することこそが必要なのではなからうか。そこからしか、部落史研究が、現在の状況を突破して新たな段階に進み出るための視点を模索していく途はありえない。

本稿で見てきた天皇制国家論との関わりでいえば、その後、また新たな研究が出現している。その一つである藤田勇編『権威的秩序と国家』(一九八七年、東京大学出版会)では、階級的関係から直接に論じておらず、現代資本主義社会の社会的・政治的支配を「権威主義的」という規定でとらえており、日本についても、後発資本主義国でありながら世界資本主義システムの「中心」に位置するにいたった要因を、戦前の天皇制支配のもとでの国家諸装置、戦間期日本資本主義社会を支配する家長的秩序、戦後社会における競争秩序などによる「権威的支配」で説明しようとするものである。このような議論から部落問題を見るうえで有効な視点を引き出し得るか否かは、今後の課題といえよう。

さらに私は、すでに歴史学以外の分野や、中世史研究から提起されてきているように、政治・経済構造の面からのみでなく、それらには直接還元しえない差別意識をも対象

にしていかねばならないと考える。その意味で、具体的な実証研究ではないが、やはり「部落差別と天皇制」を論じるなかで、菅孝行が「差別は決して単なる経済的、身分的その他のせまい意味での社会的な関係であるだけでなく、それと深くかわりながら時には逆転したり一見関係なく見えたりする観念の問題をも同時に含み込むものである」と述べて、「差別観念の対象化、差別の社会構造の対象化、両者を統合する国家に対する差別解放闘争の対象化」の三つを「差別の現実を客体化する作業」としてあげていることは示唆を与えるものである。⁽³¹⁾

このような観点を軸にすえて、本稿でとりあげた近年の研究に抜け落ちていた被差別部落大衆の生活、そして差別のありようが、とりわけ天皇制・資本主義確立以後、ファシズム、敗戦、戦後改革、高度経済成長を経てどのように変容を遂げてきたのかを、他の差別をも視野にいれながら明らかにしていきたいというのが、当面の私の考えている課題である。

注

- (1) 安川寿之輔「解題」(部落問題研究所編『部落問題の教育史的研究』、一九七八年、部落問題研究所、三四九頁。
(2) 井上清・原田伴彦・渡部徹「座談会」近代被差別部落と天皇制(『歴史公論』第四巻第一号、一九七八年一一

- (14) 山崎前掲「天皇制と部落問題」、六六頁。
(15) 同前、七〇頁。
(16) 鈴木良「地域支配と部落問題」(『部落問題研究』第六二号、一九七九年二月)、一一頁。
(17) 『部落問題研究』第六五号、一九八〇年一〇月、に掲載。
(18) 前掲「地域支配と部落問題」、一五頁。
(19) 前掲『部落史の研究近代篇』、所収。
(20) 前掲「地域支配と部落問題」、一三三頁。
(21) 『部落問題研究』第六八号、一九八一年一〇月、に掲載。のちに鈴木正幸『近代天皇制の支配秩序』(一九八六年、校倉書房)に再録。
(22) なお、細部において違いはあるにせよ、これとほぼ同様の見解をとったものに、小林末夫「部落問題と天皇制」(兵庫部落問題研究所「紀要・部落問題論究」第九号、一九八四年七月)がある。
(23) 小路田泰直「都市と部落問題に関する試論」(前掲『部落史の研究 近代篇』、一六〇頁。鈴木前掲『近代天皇制の支配秩序』では、九三頁に引用。
(24) 鈴木前掲書、九四頁。
(25) 『部落問題研究』第六五号、一九八〇年一〇月、に掲載。
(26) 山崎前掲「天皇制国家論の再検討とその課題」、六三頁。
(27) 鈴木正幸の場合には、これらとはやや違った説明が与えられる。鈴木は近代天皇制国家の帝国主義的國家化がもたらした異民族差別観念に着目するのであり、これが「種姓

月。

- (3) 秋定嘉和「被差別部落と天皇制の問題」(『解放教育』第一〇三号、一九七八年二月)。
(4) 鈴木良「日本近代史研究における部落問題の位置」(『歴史評論』第三六八号、一九八〇年二月)、二頁。
(5) 山崎隆三「天皇制国家論の再検討とその課題」(『歴史学研究会編『現代歴史学の成果とその課題Ⅱ』第三巻『帝国主義と現代民主主義』、一九八二年、青木書店)。
(6) 服部之総「天皇制絶対主義の確立」(『服部之総著作集』第四巻、一九五五年、理論社)、三〇二頁。
(7) 中村・鈴木前掲論文、四頁。
(8) 同前。
(9) 『部落問題研究』第五七号、一九七八年六月、に掲載。
(10) 「明治国家と部落問題—賤称廃止令をめぐって—」(部落問題研究所編『部落史の研究 近代篇』、一九八四年、部落問題研究所)。他に「成り期天皇制と身分制—華土族制度を中心として—」(『日本史研究』第二二二号、一九八〇年三月)がある。
(11) 『部落問題研究』第六〇号、一九七九年六月、に掲載。
(12) 山崎前掲「天皇制国家論の再検討とその課題」、五六―七頁。
(13) 中村政則「天皇制国家と地方支配」(『歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史』第八巻、一九八五年、東京大学出版会)、四五―六頁。

的」差別原理を補強したとする。しかし鈴木もまた、この点は展望として述べているにすぎず、現在のところ実証には至っていない。

- (28) 安田浩「近代天皇制国家試論」。
(29) 山本義彦「戦間期日本資本主義の労使関係と権威的秩序の再編—国際連盟報告書の分析を通して—」。
(30) 渡辺治「現代日本社会の権威的構造と国家」。
(31) 菅孝行『現代の部落差別と天皇制—国家権力と差別構造—』(一九七八年、明石書店)。

(追記)

本稿作成にあたり、部落解放研究所歴史部会一九八七年四月例会、ならびに早稲田で開いている近代部落史研究会で報告の機会をいただき、多くの方々から貴重なお教示を得た。ご出席くださった方々に、この場をお借りしてついでにお礼申し上げます。